

平成30年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 平成31年2月21日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時10分
2. 場 所 大磯町保健センター1階 保健指導室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
長 嶋 徹 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
仲手川 孝 教育部長
佐 野 慎 治 町民福祉部長
佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)
宮 代 千 秋 学校教育課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
秋 本 篤 史 (書記) 学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 13名
6. 付議事項
議案第21号 平成31年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第22号 平成30年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
議案第23号 大磯町立中学校給食について
議案第24号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
議案第25号 県費負担教職員の任免に係る内申について
7. 協議事項
協議事項第1号 夏季休業の短縮及び学校閉庁日の設定について
8. 報告事項
報告事項第1号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第2号 町立学校におけるインフルエンザの発生状況について
報告事項第3号 郷土資料館の臨時開館について
報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

9. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成30年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項が5件、協議事項が1件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成30年度第10回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成30年度第10回定例会議事録」は、1ページから17ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成30年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、1月定例会開催後の平成31年1月18日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

最近では、梅も開花する季節となり、暖かさを感じる日も増えてきました。

しかしながら、1月下旬を中心に、町内の各小・中学校では、インフルエンザに感染する児童・生徒が増え、一部、学級閉鎖とした措置もございました。「町立学校におけるインフルエンザの発生状況について」は、後ほど、事務局より報告いたします。

1月19日、今年も大磯ライオンズクラブのご支援をいただき、大磯中学校を会場に、大磯町中学生英文朗読大会を開催いたしました。大磯・国府両中学校の2年生が参加して、グループごとに世界に通じる朗読発表を行いました。

2月1日、教育委員会の附属機関として設置している大磯町いじめ問題対策・調査委員会の第2回目の会議を国府中学校において開催しました。委員の皆様、学校の様子を参観していただき、学校の担当者から学校の取り組みについて説明をいたしました。今回もいじめの未然防止に向けた取り組みに

対し、建設的なご意見をいただきました。開催結果の詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

2月14日より、大磯町議会3月定例会が開催されています。前回の定例会でご審議いただきました補正予算につきましては、初日の本会議において可決されました。なお、大磯町議会3月定例会は、3月18日まで開催の予定です。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

続いて、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

実施要項の改正について、1件でございます。

本日、2月21日付けで「大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の実施要項の一部を改正する要項について」の告示を行いました。こちらにつきましては、平成31年度から、中学校における「道徳」の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられたことに伴い、中学校教育課程編成についての報告様式中の「道徳」を「特別の教科 道徳」に変更するものであります。本日の報告は、以上でございます。

教育長) それでは、議事に入ります。本日の議事進行につきましては、議案第25号が人事案件、そして、報告事項第1号が個人の情報などに関わる案件となりますので、はじめに議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号について審議し、次に、協議事項第1号、続いて、報告事項第2号から第4号の3件を扱い、最後に、議案第25号、報告事項第1号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

議案第21号 平成31年度大磯町教育委員会基本方針について

学校教育副課長) 平成31年度大磯町教育委員会基本方針の案につきましては、各課ともここで検討をすすめ、平成30年度のものから書きかえたものを1月の定例会でご協議いただきましたが、他には特にその後、各課で修正しました部分はありません。平成31年度の基本方針につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

質疑応答)

青山委員) これまで委員会の中で精査して話し合いをしてきた内容になっているかと思えます。学校教育課の部分では、幼稚園や小中学校でエアコンを設置する件、また教育研究所の移転など施設面で大きな施策の中に入れてきております。

それから、生涯学習や図書館や郷土資料館の部分では、基本方針や目標等についての変更はありませんが、環境の維持や改善に努めるといった内容になっておりますけれど、やはりそれらを含めて大事な部分かと思えますので、必要な部分を十分に載せてあると思えます。全体として、31年度に何が必要

かということを精査してこのような内容になっているかと思えます。異論はありません。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第21号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第19号「平成31年度大磯町教育委員会基本方針について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第22号 平成30年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

学校教育副課長) 本件につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づきまして、該当者についての内申がございましたので、提出するものでございます。

それでは、まず表彰規程第2条第3号に該当する被表彰者についてご説明申し上げます。これは、児童生徒文化・スポーツの優秀者あるいは優秀団体の表彰でございます。

去る1月21日、表彰選考委員会での審議を通して、選考対象者名簿に記載の個人・団体が、被表彰者として選考されました。名簿をご覧ください。

大磯小学校は今年度につきましては該当がありません。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。国府小学校では、文化の部で個人が2名、選考されました。

大磯中学校では、2ページ文化の部は個人が1名、科学部の2名が団体で、3ページにスポーツの部の個人、柔道が2名、選考されております。4ページに移り、国府中学校は文化の部で個人が1名、選考されました。また、スポーツの部の団体は5ページ、1団体、ソフトテニス部女子8名が選考されております。

今年度も選考の基準につきましては、資料3にあります「文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱」により選考会を行いました。

文化の部については、応募総数を分母としたときの受賞者数の割合が、2パーセント以下となっております。スポーツの部については、すべて県レベルで3位以上となっております。

説明資料の一番最後になりますが、資料4に、被表彰者数の総括表を綴じましたので、参考にご覧ください。被表彰者は、全員で16名ということになります。

最後に、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。後ほどの事務連絡調整会議で調整させていただきます。表彰規程第2条第3号に該当する被表彰者についての説明は以上です。

次に表彰規程第2条第4号該当の被表彰者について、ご説明させていただきます。こちらは、学校教育、社会教育活動に尽力し、その功績が顕著な方としての該当者となります。表をご覧ください。今年度は生涯学習課より4名につきましては、ご審議いただきますよう、お願いいたします。では、生涯学習課よりお願いいたします。

生涯学習課長) 表彰規程第2条第4号該当、「学校教育、社会教育活動に尽力し、その功績が顕著な者」について説明をさせていただきます。表をご覧ください。該当者は4名でございます。

黒川鐘信様は、大磯町図書館協議会委員を、18年3か月にわたり務められ、その間、委員長として、図書館の運営に関し意見を述べるなど、大磯町の図書館活動の発展に寄与されました。

山本圭子様は、大磯町社会教育委員を延べ10年にわたり務められ、その間、副議長として社会教育委員会議の運営にあたり多大な貢献をされました。

また、大磯町社会教育委員会議からの選出委員として、大磯町郷土資料館協議会委員を1年間務められ郷土資料館の企画展、各種講座などの運営に関し意見を述べるなど、ご尽力いただきました。

枝川千尋様は、大磯町青少年指導員を12年にわたり務められ、その間、副会長、会長として、青少年指導員の自主事業をはじめ、町の行事である成人式やチャレンジフェスタなど青少年教育に取り組みられました。

その後、大磯町社会教育委員を延べ4年にわたって務められました。長きにわたり青少年教育や社会教育の活動にご尽力されました。

織戸明様は、大磯町青少年指導員を8年にわたり務められ、大磯町青少年指導員連絡協議会において、企画や運営の中心的存在として貢献され、大磯町の社会教育・生涯学習の振興にご尽力されました。

以上、4名を大磯町の社会教育活動に対する功績が顕著であることから、被表彰者として承認をお願いするものでございます。説明は以上です。

質疑応答)

長嶋委員) いま説明がありました、表彰規程に則り、委員会で推薦いただいたという事で、承認させていただきたいと思います。

今年度、児童生徒文化・スポーツ表彰の該当者が例年に比べてすこし少ないということですが、学校が置かれている状況として、クラブ活動に対して、人材が少ない、時間が少ないということがあるのかなということ、これから先どういう体制にしていったらよいのかということを考えていきたいと思っています。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第22号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第22号「平成30年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第23号 大磯町立中学校給食について

学校教育課副課長) まずは、平成30年10月29日付けで発行いたしました、「大磯町立中学校 学校給食だより25号」を使って、第1回大磯町立中学校給食検討会の主な概要から説明いたします。

大磯町立中学校給食検討会につきましては、「大磯町立中学校における中学校給食の実施に係る諸課題を整理し、中学校給食の望ましい実施方法、具体的には、自校方式・親子方式・センター方式などを検討する。」ということ趣旨において開催しましたが、10月10日に開催いたしました第1回目については、「これらの実施方式について実現可能かどうか。」について、大

磯町中学校給食実施調査中間報告書をもとに、本検討会のメンバーの皆様に検討を行っていただきました。

この給食だよりの下の枠になりますが、この枠の中は、中間報告書の内容であります。自校方式の説明はあとにするとして、親子方式につきましては、①新たな機器を設置するスペースが無い、既存給食室では親子方式の運営は難しい。②増設するスペースが両小学校には無い、改修工事は不可と判断。

続いて、センター方式につきましては、食数別給食センターモデル建物として、900食[生徒/職員]、2,600食[児童/生徒/職員]、3,500食[園児/児童/生徒/職員/その他]それぞれに必要な敷地面積と、給食実施に係るスケジュールや費用などを提示したうえで、センター方式を実施する場合には、新たに用地買収が必要という課題も示されました。

続いて、兄弟方式につきましては、大磯中学校1号館(築58年)の改築に合わせて給食施設を整備し国府中学校に配送する、大磯中学校と国府中学校2校を対象とした方式であり、配送行程及び作業時間の想定や、給食実施に係るスケジュールや費用などを提示いたしました。こちらの方式につきましては、自校方式の検討と合わせて、2校のうち一方の中学校の自校方式の実現が困難な場合を想定して、自校方式可能な中学校の方での共同調理を実施し、自校方式の実現が困難な中学校への運搬等の可否を検討したものを提示いたしました。

最後に、自校方式につきましては、給食だよりの裏面をご覧ください、一番上の位置図をもとに説明いたします。

まず、大磯中学校においては、A案として「体育館東側のスペース」、そして、B案として「正門入った昇降口前ロータリー」をお示しいたしました。

そして、国府中学校においては、A案として「坂道を上がったA棟(南側の校舎)とB棟(北側の校舎)の間」、B案として「グラウンド東側のスタンド部分」をお示しいたしました。

大磯中学校、国府中学校それぞれの給食室設置候補につきましては、「いずれも問題なく建設できる場所はないが、大磯中学校においてはA案「体育館東側のスペース」、そして、国府中学校においてはB案「グラウンド東側のスタンド部分」、こちらには建設配置の可能性はあると示されました。以上が中間報告書の概要であります。

これらをもとに検討・協議が行われ、その結果、中段の枠の中になりますが、次の内容が確認されました。①小学校との親子方式は検討から除外する。②センター方式の検討は中学校2校分(900食)に絞り、小学校の自校方式は維持する。③自校方式について、A・B案以外にも各中学校敷地内で立地可能な場所について再調査を行う。この件につきましては、すでに第1回目の検討会当日、調査委託事業者と町担当者により、両校敷地の再調査を実施しております。④センター方式について、必要な面積、土地単価について町の実情に合わせ再精査する。⑤兄弟方式について、大磯中学校の体育館東側について立地可能か再調査する。⑥各方式の経費等の比較表を作成し、次回の検証資料とする。⑦必要に応じ検討会の実施回数を増やす。第1回大磯町立中学校給食検討会の主な概要は以上であります。

次に、平成30年12月7日付けで町立の小中学校在籍の児童生徒・その保護者の皆様に学校側と調整のうえ発行いたしました、「大磯町立中学校 学校

給食だより26号」をもとに、第2回大磯町立中学校給食検討会の主な概要を説明いたします。

11月12日に開催いたしました第2回目については、「これらの実施方式について実現可能かどうか。」について、「大磯町中学校給食実施調査報告書（案）」をもとに、第1回に引き続き、本検討会のメンバーの皆様にご検討を行っていただきました。

この給食だよりの下の枠になりますが、この枠の中は、前回の第1回目に配布しました中間報告書と、第2回目に配布しました報告書（案）の主な変更点の内容を説明いたしました。

自校方式につきましては、A・B案以外にも両中学校の敷地内で給食調理室建設の立地可能としてお示しできる場所があるかどうかについて再調査を行い、その枠の中の図でお示ししてありますが、大磯中学校、国府中学校、それぞれの新たな提案として、C案を示しております。

「自校方式、大磯中学校のC案」については、体育館東側のスペースについて、体育館東側の既存のトイレ、体育準備室を解体、撤去し、その機能を移設して、敷地面積を確保した場合があります。こちらの候補地C案については、「既存体育館便所・体育館倉庫を解体・撤去した分、建設スペースが広がり、有効スペースを増やすことができる。」、「町道に面した門から近いことによって搬入の経路が作りやすい。」、「現在駐車場となっていることから教育活動への影響が少ない。」という理由で選定されております。調査結果等を踏まえた分析からの結論では、「既設体育館脇の便所・倉庫を撤去し、既設進入路スロープの形状を変えない設計をすることで敷地造成費を抑制した建物配置の可能性はあると考える。」としております。

「自校方式の国府中学校のC案」については、校内の敷地の西側部分のA棟（南側の校舎）とグラウンドの間の敷地を利用し、以前に使用していた給食用の配膳室を連絡口として活用した場合であります。こちらは、配膳室を有効的に活用することで給食調理室の建設を可能とするものであります。こちらの候補地C案については、「グラウンドに通ずる西側の通路を拡幅することで施設を建設できる可能性がある。」という理由で選定されております。調査結果等を踏まえた分析からの結論では、「候補場所Cでの建設は調査結果・分析より、土砂災害警戒区域に指定されていることとの整合性を図る必要はあるが、施設形状を細くすることで建物配置の可能性はあると考える。」としております。

「自校方式における給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期」については、最短のスケジュールでも、基本設計の発注から2年と数ヶ月かかるということを示しております。

「自校方式の初期投資費用及び維持管理費用」について、実現の可能性のある場所として、大磯中学校は、体育館東側のスペースで体育館東側のトイレ体育準備室を撤去しない場合の大磯中学校A案、体育館東側のスペースで体育館東側のトイレ体育準備室を撤去して移設する場合の大磯中学校C案、そして、国府中学校の場合、校内の敷地の西側部分のA棟（南側の校舎）とグラウンドの間の敷地を利用し、以前に使用していた給食用の配膳室を連絡口として活用した場合の国府中学校C案、これらの3カ所について、鉄筋コンクリート、鉄骨の2つの建築種別に分けて、それぞれの試算額をお示ししております。

その他には、センター方式及び兄弟方式に対する建設場所や建築面積、そして、費用の試算をお示しいたしました。

なお、兄弟方式について、大磯中学校体育館東側への給食施設建設が可能かどうかについて、必要面積が確保できないため、不可と判断した記述を載せております。

また、一番下の表についてですが、給食の方式別の経費の比較として、初期費用、維持管理費の30年間分の経費を表にしたものを報告書（案）の最後のページにまとめて追記しました。金額は、用地購入費用や造成費等、今後の状況により変動の可能性があります、「総額、初期費用プラス維持管理費30年マイナス国庫補助」の欄を上から読み上げますと、自校方式では、約30億100万円、センター方式の900食では、約56億600万円、2,600食では、約85億9,900万円、3,500食では、約114億1,300万円、兄弟方式では、約36億9,000万円となっております。

以上、前回の第1回目に配布しました中間報告書と、第2回目に配布しました報告書（案）の主な変更点、変更点は、第1回目にあがった意見を整理した部分もありますが、その内容を説明し、その報告書（案）をもとに、中学校給食の実施方式の検討・協議が行われました。

「大磯町立中学校 学校給食だより」の裏面をご覧ください。検討・協議の結果、第2回目の検討会では、下の枠の中になりますが、「自校方式にしぼった中で、今後、もう少し課題を整理していき、検討会としての結論を決定していく。」という内容が確認されました。第2回大磯町立中学校給食検討会の主な概要は以上であります。

引き続き、本年1月に本調査の委託業者である株式会社 長大さんから大磯町の方に納品されました「大磯町中学校給食実施調査報告書」について、最終の報告となりましたが、その概要を説明いたします。お手元には、「大磯町中学校給食実施調査 報告書」をご用意ください。

5ページをお開きください。下の点線の枠になりますが、前回までの協議の中で、1階を駐車場、2階を給食室というようにできないのかというようなご意見もいただきましたので、「給食室モデルプランの階数設定」の基本的な考え方についての記述が追記されております。内容について読み上げますと、「給食室では、食材の搬入から給食の運搬まで工程が連続している性質上、同一階での運用が基本となっている。2階建ての場合、食材が1階と2階を行き来するため調理員の負担が大きくなる。また、給食室内では非汚染区域と汚染区域を分けることからエレベーターの設置台数が多くなる。これらの条件は、費用面や運用面の負担増が明らかで、標準的な給食室モデルプランとは言えない。よってモデルプランの階数は1階建てとした。」という内容であります。

続いて、11ページをお開きください。こちらは、大磯中学校の候補場所A案であります。大きな変更はありませんが、結論の欄に「他案より敷地造成費が多くかかる」という記述が追記されております。

続いて、15ページをお開きください。こちらは、大磯中学校の候補場所C案であります。大きな変更はありませんが、結論の欄に、「建設する場合の課題」として、「正門から東門まで緊急車両の通り抜けが可能な計画とする必要がある。」という内容の記述が追記されております。

続いて、21ページをお開きください。こちらは、国府中学校の候補場所C案であります。主な変更点を説明します。分析の欄、「有利な利用ができ

る。」が、より具体的な表現として、「効率的な配膳、下膳(さげぜん)が可能である。」という表現に変更されております。

また、前回までの協議で、「急傾斜地等をいじらずに建物配置が可能か。」など、崖地に関しての意見もありましたので、結論の欄、下から2つ目の点であります。また、「西側の崖について、学校用地内で擁壁による対策が必要となる可能性がある。」という記述を追記しました。

続いて、23ページをお開きください。前回までの協議の中で、国府中学校において、例えば、体育館と南校舎の間など、1階を駐車場、2階を給食室というようにできないのかというようなご意見もあったかと思いますが、そのことも踏まえて、このページ、国府中学校の候補場所D案を追加いたしました。こちらは、「現在、校内道路であるが、車両の通行が少ないため、教育活動への影響が少ない。」という理由で選定されております。

調査結果としては、「校舎と体育館1階部分の外壁間距離は約8.9m」、「体育館便所の出入口がある。」、「北側の出入口から駐車場までの通り道となっている。」という結果でありました。

分析では、「給食室に必要な短手寸法は9.2m。校舎と体育館1階部分の距離が8.9mであり、1階建で建設は不可。よって、2階建で検討を行う。」、「2階建給食室は、エレベーターが最低2台、階段は1つ以上必要。また、敷地形状に合わせると平面は細長くなる。2階建になる分、初期整備費及び維持管理費が高くなる。」、「既存の校舎・体育館との一体的な増築は当時の構造計算基準が現行法と異なるため、不可。給食室は別の棟の建物としなければならない。」、「食材搬入の車廻しのスペースの確保が難しい。柱の位置によっては1階部分に車両が進入することが出来ず、1階部分が車両運用上デッドスペースとなり得る。」、「調理室に独立柱(はしら)が必要なためレイアウト上邪魔になる。」、「階段部分が北側の山地にかかり、造成が必要となる。」、「体育館の十分な換気・採光の確保が難しくなる。」、「給食室建設によって、校舎・体育館に建築基準法第2条に基づく延焼線(延焼になった場合、延焼の可能性の高い部分)がかかり、それぞれの開口部を防火設備にする改修工事が必要となる。」、「建設時クレーン設置場所の確保が難しい。」という内容であります。

結論では、「候補場所Dでの給食室建設は調査結果・分析より可能性はある。ただし、他案よりコストがかかり、かつ使いづらい施設となると考える。」という内容であり、課題としては、「車廻しのスペース確保、クレーンや足場設置場所の確保など、設計や施工の工夫が必要である。」、「2階建となることで、食材・廃棄物の上下移動が毎日必要となり、栄養士・調理員の負担が増えてしまう。」ということで、給食実施後の労働環境の悪化も掲げられております。

続いて、27ページをお開きください。

上の段、表16の初期整備費の試算項目および単価、そして、下の段、表17の初期整備費に、先ほど説明しました、国府中学校のD案を追記しております。

最後に、平成30年2月6日付け「大磯町立中学校 学校給食だより27号」をもとに、第3回大磯町立中学校給食検討会の主な概要を説明いたします。

国府中学校に*D案(校舎(A棟)と体育館の間・2階建)を追加いたしました。第2回検討会で指摘された両校C案の法的な課題について、事務局で調査したところ、諸手続きを経れば施設の建設は可能であることを確認いたし

ました。第2回検討会で委員から2階に調理室を配置する提案がありましたが、食材が1階と2階を行き来するため調理員の負担が大きくなる。また給食室内では非汚染区域と汚染区域を分けることからエレベーターの設置台数が多くなり、費用面や運用面の負担増が明らかなため、自校方式のモデルプランは1階に調理室を配置することとしました。

次に、【第2回の検討会で出た課題について、各機関で話し合った結果について】大磯中より、B案は難しい。A案・C案について職員に意見を求めたところ、C案について、正門から東門まで、緊急車両の通り抜けが必要という意見が出た。

国府中より、A案・B案は難しい。C案について職員に意見を求めた。日当たりについて、また、避難経路の確保も含め、学校運営上、校舎をぐるりと一周できるとよいという意見が出た。なお調査結果では、日当たりについては校舎から約4mを離す案が提示されております。

大磯中より、保護者からは、特に自校方式についての意見は出ていない。

国府中より、C案・D案ともに、もう少し施設のスリム化が図れるのではないかと考える。ただし、この会は給食の「方式」を検討するための会である。今後のことになるが、C案については教育活動への影響を考えながら対応する必要があり、D案（2階建）についてはコストがかかることへの対応がある。

委員より、D案（2階建）は、調理員の上下移動が生じ、負担が増える。また2階に施設を作るとなると、かなり重量のあるものを2階に設置することになる。

事務局より、前回の第2回検討会で委員より意見があったため作成したD案であるが、国府中の体育館と校舎の間に1階建ての施設を建てるとなると、法的に、既存の校舎から距離を離さなくてはならず、それができないため、2階建ての案となった。

委員より、国府中D案(校舎と体育館の間・2階建)について、避難経路に差しさわりはないのか。

そして、事務局より、自校方式と決まれば、今後、基本、実施設計を進める中で、各学校と具体的に話し合っ調整していくという話ができました。

【主な協議】といたしましては、今回、委託業者にさまざまな案を提示させ、その上で自校方式と決めていくなれば、自校方式の何がいいのか、町にとっても、子ども達にとっても最も優れた方式だという意見が欲しい。30年間で30億近い予算がかかる事業である。最も効率的な方式であるということでも教育委員会にも考えてほしい。

安全でおいしい給食を作るのに大切なことは何か。せっかく自校式になってもおいしくないのは困る。小学校のような給食がいいと中学生たちも言っている。町では小学校給食を半世紀以上も続けているノウハウがある。小学校給食のよいところを中学校給食にも生かしていくことである。できれば1校に一人の栄養士を配置し、調理員の人数もしっかりと確保することだと考える。ありがとうございました。以上が第3回検討会の概要です。

そこで、大磯町立中学校給食検討会要綱（平成30年10月3日大磯町告示152号）に基づき、大磯町立中学校給食検討会にて町立中学校給食の望ましい実施方式について検討した結果をもって、平成31年2月5日に、検討会の会長である栗原副町長より、別紙写しのとおり、報告書が提出されました。

報告書の内容としては、中学校給食検討会の検討経過として、(1)大磯町中学校給食実施調査報告書(以下「報告書」。別冊にございます)に基づき協議したところ、両校敷地内に給食室の整備が可能であることが確認された。

(2)小学校の給食室から中学校に給食を提供する親子方式については、報告書により実施が困難であることが確認された。(3)小学校給食は自校方式を維持することが望ましいとの結論となった。したがって共同調理場(センター方式)を整備する場合は、中学校2校分(900食)の施設規模とすることが確認された。(4)報告書に基づき自校方式とセンター方式(900食)の所要経費を比較したところ、自校方式の方が所要経費が少ないことが確認された。(5)以上のことから、町立中学校給食の望ましい実施方式は自校方式であるとの結論に至った。

そして、検討会としては、実施方式について町立中学校給食は、大磯中学校及び国府中学校それぞれの敷地内に給食室を整備する「自校方式」とする。となつてございます。説明は以上でございます。

質疑応答)

トリー委員) 私も陰ながら3回ほど検討会を傍聴させていただきました。それで、すごく皆様の思いもしっかり聞いてまいりました。また、中学校給食を考える会、そういうものを立ち上げて、一生懸命いろいろ緊急提案をしてくださった方々もいらっしゃいます。大磯町はみんなで給食のことを考えていこうと、そういう思いを持ってくださっている方がたくさんいらっしゃいますので、自校方式というのが当初から私も保護者の立場で、自校がいいという思いは持っておりましたので、この検討会で出た結論を受けて、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思っております。まだ緊急車両の進入路など、いろいろ課題があるかと思いますが、学校側、あと、専門家の方の意見、実際にこれはできる、できないというものははっきりとあると思うので、その辺をしっかりと詰めて、早期に安全でおいしい、そういう給食を実現させていっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

曾田委員) 検討委員の皆さんには結論まで大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

それで、今、大磯中学校、国府中学校の自校方式ということでありましてけれども、大磯中学校のA案とC案、それから国府中学校はC案とD案がありますが、その違いを教えていただけるとありがたいと思っております。今、説明はありましたけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

学校教育課長) 大磯中学校と国府中学校、それぞれの案の違いということで、まず、大磯中学校の関係ですが、記載のほうは、大磯町中学校給食実施調査報告書の11ページと、15ページに記載がありますが、実際には給食調理場が建てられる場所があるかということについて、作成したモデルプランの必要面積が、学校の中の候補場所に入るかということを検討しました。実際にはC案のほかにA案、B案という案もありました。ご質問のA案につきましては、大磯中学校東側の駐車場スペースにできるかということで、こちらを確認した結果、当然、調査会社も確認に行っていますが、こちらの敷地に建設の可能性はあるとしております。ただ、このA案ですと、実際、現地の東側にあるスロープが使えなくなってしまうので、そのスロープをつぶして、もう一つ、北側のところに別のスロープをつくる必要があります。また、緊急車両の通過ということなどについてももう少し詰めて考えたほうがいいということで、

15ページのC案を提示しております。こちらのC案は、A案と比較して、どこが違うのかといいますと、実際には体育館の東側に便所とか倉庫があったのですが、トイレや倉庫を撤去することにより、給食調理場を北側まで押し込んだ中で建設できるようになっております。こちらのC案は、撤去したトイレや倉庫を新設する必要がありますが、こちらのケースでは、多少の勾配の調整が必要となりますが、スロープはほぼ現況のまま、使用することができ、もう少し工夫すれば、先ほどの話になるのですが、緊急車両の通過もできるのではないかとということでもあります。

続いて、国府中学校の関係ですが、国府中学校は21ページと23ページにC案、D案の記載がありますが、これらの他にA案、B案もありましたが、A案、B案については給食調理場の建設は難しいということで、新たにC案の提案がなされたという経過になっております。こちらのC案については、21ページに記載がありますが、南側の校舎とグラウンドの西側のところの観覧席との間の敷地に建てられないかということで検討しました。こちらの一番のメリットが、今まで配膳室で使っていたところが給食を配膳するための連絡口として使えるというところで、こちらのC案が提案されております。ただ、多少課題となっていることもあります。給食調理場の建設場所が崖地の近くであるということによる調整や対策であったり、校舎の南側に給食調理場を建設する関係で、そちらに給食の食材を搬入するトラックの進入路の確保が必要となってきます。その他に、採光の課題もありました。南側の校舎の中のコンピュータ室についてですが、普段はブラインドで日光を遮断した形で冷暖房という環境で授業を行っておりますが、ブラインドを使用しないケースを想定し、このコンピュータ室の採光を確保するためには、南側に建てる給食室校舎の間に4メートル程度の幅が必要であることが確認できました。

この4メートル程度分の間隔をあけて、給食調理場のモデルプランの必要面積を確保するには、観覧席の上段に1段2段ほど入り込んで、給食調理場の整備が必要となりますが、いずれにしても建設の可能性はあるとしております。

そして、もう一つのD案については23ページに記載があります。こちらは、国府中学校の校長先生とかPTA会長さんなどからお話がありファミリーレストランのように、2階が給食室、1階が駐車場のよう建てられないのかというような内容のお話がありました。そこで、このD案を提案しているということでもあります。ただ、課題となっていることもあります。こちらD案は、食材を2階に上げるために、汚染物と非汚染物を分けてのせるために2台のエレベーターが必要となり、費用的な面と併せて課題があります。

また、給食の調理員さんや栄養士さんが、朝8時にたくさん食材の搬入の車が入ってきた際に、それを2階にその食材を上げたり下げたりするのは大変ではないかという話が、町立学校の栄養教諭からありました。

このような課題はありますが、建設の可能性はあるという結果になっております。あくまで、今回行った調査については、学校の敷地内に給食調理場が建てられるかどうかということ調査してございまして、実際に建てられる場所があれば自校式が可能ということになり、こちらの今、提示しました候補場所を中心に検討していくということになります。

曾田委員) わかりました。ありがとうございます。

続いて、今、大磯中学校の自校方式でいきますと、C案、それから、国府の場合は、同じくC案とD案がありますけれども、C案という理解でよろしいでしょうか。

教育部長) 今後、課題をクリアしながら、実際に基本設計のほうに入っていきます。その中で、具体的な建物の大きさや配置を考えるのですが、まず、どこに施設をつくるかというのを最初に想定しなければいけません。このため、現実的には、まず両校ともC案をベースにして考えます。これは検討会でも申し上げたのですが、特に国府につきましては、万が一、C案が何らかの事情で不可能という形になった場合には、今度、D案のほうで、多少、費用がかかりますし、使い方も悪くなりますが、いずれにせよ自校方式で行っていただくためには、そちらも考えていかなければならない。ただ、今の段階では、両校ともまずC案を中心に、今後、具体的な実現に向かって、学校で話し合いを進めていこうかと考えております。

青山委員) 今、自校方式のどの案にするかというお話が出てきたところですが、私はまず、方式をどうするかという部分で、中止になってしまったデリバリー方式のときの問題は何だったのか、いろいろなアンケートとか話し合いの中で明白になっていることは、異物の混入であったり、あるいは、冷めているということ、それから、時間どおりに届かないこともあったという大きな問題がありました。こういうものをクリアして、子どもたちがおいしく楽しく食べられる給食の方式は何かということを考えると、やはり自校方式になるのだろうなど。自分の通っている学校の中でつくられたものを短い時間で届けて、温かいうちに食べられる、そういうのがやはり理想なのだろうなどという考えでございます。

検討委員会では、いろいろ具体的なこと、また、細かいことについて議論していただいて、本当に感謝申し上げます。今回の検討会からの結果報告書で検討経過のところを見させていただきますと、どの方式にした場合にどれぐらいの費用がかかる、こんな問題があるということを非常に細かく示していただきました。この中で1つ気がかりであることは、自校方式にして、どの案かで施設が建った場合に、子どもたちの安全が確保できるのか、今までの学校生活とどういうところが変わってくるのかという心配があると思うのですが、この前、宮代課長からいろいろ説明していただいた中で、疑問が解けた部分もございます。また、この部分についても、これから詰めていく必要が多にある内容だなどと思っております。

それからもう一つ、資料の中に初期費用とか30年間の維持費用について、非常に大きい額が示されているのですが、これについても、しっかりと継続していけるのかという不安を、私のみならず町民の皆さんも感じている部分かなと思いますので、その辺についても話し合いをしっかりと、自校方式の実現と維持というものについて、これからしっかりと考えていきたいと思っております。

長嶋委員) 今、提示のあった流れの中で、青山委員のほうからご説明がありましたけれども、その発言の前に、今回は検討委員会という新しいメンバーの仕組みの中で、費用がかかりましたけれども、調査会社に実施調査を行っていただいたという中で、的確な判断ができる資料ができたのかなど。そういう中で自校方式が提案されて、方式そのものはメリットが一番あると感じております。

大磯町は教育大綱がありますし、また、先ほど31年度の教育委員会基本方針がありました。そのことから考えても、自校方式というのが一番いいのかなと思います。やはり食育という、町長を含めた総合教育会議という中でも、こういうことを大きく打ち上げてありますし、地産地消ということ、また、これから教育委員会で進めていかなければならないコミュニティスクール、やはり地域と学校が信頼感を持って一つの枠組にしていくという中で、そういう対応がこういうもの、報告書という形で、あとは具体的な細かなことは、業者を含めてしっかり、安全も注意してこれからやっていっていただきたいと思っておりますので、そういう部分をお願いして、安心できればいいのかなと感じております。

曾田委員) 現在は小学校6年間、既に経験済みの子どもたちが中学校へ進学しているわけです。小学校6年間、中学校3年間、そういう経験があるわけですから、そういう子どもたちの声も聞いておりますと、自校方式がいいのかなと思っておりますが、問題は、既に2年近く時間が経過しておりますので、このスケジュールが今後どのようにしていくのか、その辺が私は気にかかっております。もし今の段階でわかりましたら、少し教えていただければありがたいと思います。

教育部長) 今後の見通しですけれども、本日の教育委員会で、これは給食に関することは法律上、教育委員会で決定いただくということで、今回、議案として出させていただきます。ただ、今後、具体的に建設等々も含めて作業を進めるにあたりましては、契約行為ですとか、また、予算執行が絡んできます。これは教育委員会ではなく町長の職務権限となってきますので、今後、本日の結果を踏まえて、この内容で最終的に町長の承認、政策会議の承認をいただくという流れが必要になってきます。その上で、具体的な作業行程を、なかなか教育委員会は専門の職員がおりませんので、町部局にいる専門の職員等と協議をしながら、作業工程をまず立てて、その作業工程に応じた、必要に応じた予算、これは来年度の補正になるのか、当初になるのか、来年度の当初はもう間に合いませんので、再来年度の当初になるのか、これは作業工程に応じた予算要求をして進めていくということです。

報告書にもありましたとおり、実際に課題をクリアして設計に入れば、基本設計、実施設計、施設の建設まで、おおむね3年から4年程度はかかると思いますけれども、それなりの時間をかけてやっていこうと。その間、あわせて具体的に何よりも学校現場の意見を調整しながらやっていかないといけない。これは前回の反省も踏まえまして、先生方、保護者、子どもの意見、こういったことが具体的に建設を進めていくにあたっては、よく調整しながらやっていく必要があるという考えでございます。現状でお話しできるのは、以上でございます。

トリー委員) やはり実際に運用が始まるのは、まだまだ4年も5年も先のことだと思うのですが、細かい課題が当然、途中で出てくるとは思います。その中で、保護者ですとか学校側の意見も十分に聞いて交換できれば、やはり過去のいろいろな失敗がございますので、その辺はしっかりとやっていただきたいというのが1つ。

あと、それまでの間、今、お弁当を皆さん、お子さんに持たせているかと思いますが、やはりどうしてもお弁当が困難なおうちというのもあります。それで、今、中学校PTAでいろいろやってきていただいたと思うんですが、その間のフォローをもう少し、教育委員会としても、何かしっかりフォロー

できる案を少し考えてやっていけたらなという思いを私は持っておりますので、この先、その辺も検討させていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

教育長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

今、ご意見の中に、課題等もかなり入っていますけれども、今回、この会議で決定したいのは、検討会からの報告書に対して、委員会としてどういう方式にするかの決定ということで、細かい課題につきましては、今後、いろいろな部分で出てくるということも含めまして、方式をこれで決定したいということで、それに対してのご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

各委員) はい。

教育長) それでは、議案ではこのように書かれています。「大磯町教育委員会としての町立中学校給食の実施方式を次のとおり決定する。大磯町立中学校給食は、自校方式とする」、この案にご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしという声がありましたので、議案第23号「大磯町立中学校給食について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第24号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

学校教育課副課長) 議案第24号学校教育法施行細則の一部を改正する細則について説明させていただきます。説明資料をおめくりいただき、資料1をご覧ください。

大磯町でも、近隣市町と同様、教員の事務処理の改善に資するため、校務支援ソフトを導入しており、準備期間を経てここで本格運用を開始いたします。

それに伴い、今まで町独自の様式であった児童・生徒の「出席簿」や、「中学校生徒指導要録」の標準化を図るため、それらの様式を改める必要があり、教育委員会の承認を求めるものでございます。

資料2の1ページからご覧ください。新旧対照表がございます。先ほども説明したとおり、校務支援ソフトの本格導入にあたり、この規則を平成31年4月1日から施行したいと考えております。

おめくりいただきまして、2ページ、第18号様式「改正案」をご覧ください。従来は2ページにわたって記入していた出席簿を、1枚でまとめて計算されるしくみとなっております。

資料3をご覧ください。中学校生徒指導要録も、従来の町独自の様式から、文部科学省の参考様式に基づく様式に合わせることによって、事務処理の改善に資することができるため、同じく教育委員会の承認を求めるものでございます。

資料4、1ページからご覧ください。「新旧対照表」がございます。出席簿と同様に、校務支援ソフトの本格導入にあたり、この規則も平成31年4月1日から施行したいと考えております。

おめくりいただきまして、2ページ、第22号様式の2「改正案」をご覧ください。新旧対照表は文字も小さいので、議案の3枚目のほうが見やすいかと存じますので、あわせてそちらもご覧下さい。

町の様式と文科省の参考様式の違いは一箇所、右側の「Ⅱ評定」と書いてある枠、こちらには国語・社会・数学、等の評定「1～5」の数字が入りますが、町の様式では観点の隣りに、縦に数字の「1～5」を入れるようになっておりましたが、今回改正しようとしております様式にはABCの観点の合計が計算され、その後、まとめてその右側の大きな枠に自動的に国語・社会、外国語などの評定、数字「1～5」が入ることになります。こちらも文部科学省の参考様式に基づく様式に合わせることによって、効率性の向上も見込めると考えます。説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

質疑応答) なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第24号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号「学校教育法施行細則の一部を改正する細則について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

協議事項第1号 夏季休業の短縮及び学校閉庁日の設定について

学校教育課副課長) 学校の休業日の変更について、説明させていただきます。

大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年大磯町教育委員会規則第2号）には、第3条に、学校の休業日は、次のとおりとする。

（4）夏季休業 7月21日から8月31日まで。ただし、2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受け、休業日を変更することができる、となっております。ここで、各校より、授業日数の確保のため、また近隣の市町の状況もあり、夏季休業は、7月21日から、8月31日でなく、8月27日までの期間としたいという、変更の希望が出ております。おめくりいただきまして各校から提出された申請書もご覧ください。

もし、今回、承認を受けることができれば、来年度からは9月1日ではなく、8月28日から、2学期を開始し、授業数を確保したいとのことです。

また、おめくりいただきまして、最後のページにございます、学校閉庁日の設定につきまして、同じく県内の市町の状況もあり、大磯町立学校の夏季休業中の閉庁日は次のとおりと考えております。期間は、平成31年8月13日～15日の3日間。理由としては、学校における働き方改革に関する緊急対策、平成29年12月26日文部科学大臣決定の3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置として「（1）勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定」の中に、長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促すことを受け、今年度かけて学校長等による経営者会議での協議を経た結果、町立学校教職員の働き方改革の一環として、学校閉庁日を設定することとなったためであります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

質疑応答)

青山委員) 夏季休業、夏休みが短くなるということかと思えます。授業日数が足りないということかと思えますが、足りなくなる理由を、もう少し詳しく説明していただけますか。

学校教育課副課長) 来年度、10連休が予定されておりました、秋にも休みもあるということで、元々の授業を隙間なく組んでいたものが、さらに少なくなるというのがあります。2020年度になるのですが、新学習指導要領に小学校の外国語も入ってきて、どちらにしてもこれから授業時間数は増えていきます。そういった意味でも、夏季休業の短縮ということが各学校から上がってきたということでございます。

青山委員) やはり、夏休みが減るとなると、子どもたち本人、あるいはご家庭にとっても色々予定も計画もあると思えますし、また子どもたち自身の学習計画もあると思えますから、十分に伝えていただきたいと思えます。

報告事項第2号 町立学校におけるインフルエンザの発生状況について

学校教育課副課長) 報告事項第2号 町立学校におけるインフルエンザの発生状況について報告いたします。資料をおめくりいただきまして、小中学校の学級閉鎖の状況をご覧ください。2月15日(先週の金曜日)時点の様子です。

全国的にもインフルエンザが猛威を振るった時期に、大磯でも学級閉鎖が相次ぎました。

特に中学3年生は受験期でもあったため心配もございましたが、今は落ち着いてきており、15日以降の学級閉鎖の報告はございません。

小中学校の状況は以上でございます。

質疑応答)

青山委員) このように表にさせていただくと、罹患者数の多さに驚くところなのですが、ニュースでもインフルエンザ流行で子どもたちがつらい思いをしたり、病院に通っていると聞きました。そのような中で、学校における集団生活の中で感染してしまうということも多いと思うのですが、学校ではどのような対策をしているのでしょうか。今後、学級閉鎖が起きたりすると学校の運営にも影響があると思うので、追加の対応などを考えられているか、うかがいたいと思えます。

学校教育課副課長) 子どもたちには、日頃からうがい、手洗いの徹底、それから休み時間には必ず窓を開けて換気をする。また必要に応じてマスクを付けるなどの指導をしております。今後も同様の対応を続けていきたいと思えます。

報告事項第3号 郷土資料館の臨時開館について

郷土資料館長) 報告事項第3号「大磯町郷土資料館の臨時開館について」説明させていただきます。

資料1頁をご覧ください。大磯町郷土資料館条例第5条第2項に基づき、毎月1日は一般公開しない日と定めておりますが、大磯町郷土資料館本館並びに別館の一般公開日を臨時に変更するものです。

一般公開日に変更する日は、平成31年と5月1日（水）に、本館と別館を、臨時に開館するものです。

臨時開館の理由としましては、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行なわれる日が休日に制定されることにより5月1日が祝日となります。祝日時の大磯町郷土資料館本館並びに別館の利用促進・サービス向上を目的とするものです。2頁は大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。説明は以上です。

質疑応答) なし

報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

生涯学習課長) 報告事項第4号、教育委員会関連事業の実施及び結果報告についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。「第8回大磯チャレンジライブの開催について」ご説明をさせていただきます。

本事業は、大磯町青少年指導員連絡協議会の自主事業として開催しているもので、今回で8回目を迎えます。青少年の文化活動・音楽活動の発表機会を提供し、青少年の健全育成を図ることを目的としております。

開催日時は、3月24日の日曜日、午後0時50分から5時10分まで生涯学習館の2階集会室を会場に実施いたします。

参加者自らの手で自主的に企画運営をしてもらう、という方針で、これまでに3回の企画会議を開催し、準備を進めております。

また、昨年に引き続き事業運営の一助にするため、町内の店舗に協賛を呼びかけ、24店舗のご協力をいただけることになりました。

本年度の参加バンドは、10組、41人です。委員の皆様におかれましては、ご都合がつかれましたら、ぜひ活気あるライブをご覧ください。こちらを併せてご覧ください。説明は以上です。

質疑応答) なし

議案第25号 県費負担教職員の任免に係る内申について

報告事項第1号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。議案第25号「県費負担教職員の任免に係る内申について」が人事案件、そして、報告事項第1号「第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」が個人の情報などに関わる案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 25 号の審議及び報告事項第 1 号については秘密会といたします。傍聴者は退出をお願いいたします。暫時休憩いたします。

===== (秘密会) =====

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。
ただいま、秘密会において、報告事項第 1 号による「第 2 回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」の報告が行われたほか、議案第 25 号「県費負担教職員の任免に係る内申について」の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

(その他)

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。
事務局) 次回の教育委員会定例会は、3月 25 日、月曜日、午前 9 時 30 分から、大磯町役場 4 階第 2 委員会室で開催予定です。
教育長) それでは、以上をもちまして、平成 30 年度 大磯町教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成31年 3月25日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____